

留萌市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

1. 業務名

留萌市子育て世帯訪問支援事業実施業務

2. 目的

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員を派遣し、必要な支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 対象者

事業の対象者は、市に居住し、児童、保護者または妊婦からの相談、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により把握され、事業による支援が必要であると市長が認めた者とする。

- (1) 要保護児童、要支援児童の保護者又はそれに該当するおそれのある児童の保護者
- (2) 特定妊婦等、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (3) その他、市長が本事業による支援が必要と認める者（ヤングケアラー等を含む。）

5. 業務内容

(1) 支援方針会議等への出席

受託者は、市から「留萌市子育て世帯訪問支援事業委託通知書（実施要綱別記様式第5号）」により依頼を受けた対象家庭の状況、課題、支援方針等を共有するために、市が実施する支援方針会議等に参加すること。また、支援計画の作成から3ヵ月以内に支援計画の見直しを行う際の会議等にも参加すること。

(2) 訪問支援の実施

支援は、原則として保護者の在宅時に行う。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、市長が必要性を認め、受託者と保護者双方が合意した場合に限り、保護者不在時に支援を行うことができる。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除等）
- ② 育児及び養育支援（育児サポート等）
- ③ 子育て等に関する不安、悩みの傾聴、相談及び助言
- ④ 地域の母子施策、子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者及び児童の状況又は養育環境の把握並びに市への報告

(3) 訪問支援の実績報告

受託者は、「留萌市子育て世帯訪問支援事業活動実績報告書（実施要綱別記様式第8号）」によ

り、翌月１０日までに市に報告する。

養育環境の変化等により、想定していた支援内容と実際の支援内容に差異が生じている場合等には、報告書による報告を待たずに、随時、口頭等の方法により市へ報告を行うこと。

6. 利用者負担額

本事業の利用に係る利用者負担額は次のとおりとし、市が納入通知書を発行し、指定した期日までに利用者が納入する。

生活必需品の買い物代行や同行補助等について、支援の中で移動のための交通費や購入費用等を要する場合は利用者負担とする。

世帯区分	利用者負担額	
	訪問支援費（１時間当たり）	交通費等（１回当たり）
生活保護世帯	０円	０円
市民税非課税世帯	０円 （年間９６時間を超えた場合、３３０円）	０円 （年間９６時間を超えた場合、２００円）
市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満相当）	０円 （年間４８時間を超えた場合、６６０円）	０円 （年間４８時間を超えた場合、４００円）
その他の世帯（一般課税世帯）	１，６５０円	１，０００円
市が利用措置決定した世帯	０円	０円

7. 委託料

（１）訪問支援費、交通費等

受託者は、業務実施月の翌月１０日までに、市に請求するものとする。

	委託基準額	
訪問支援費	１時間当たり	３，３００円
交通費等	１回当たり	２，０００円
事務費・管理費（保険料や必要物品等の対象となる経費）	１事業所当たり	５６４，０００円

（２）キャンセル料

支援対象者から支援開始時刻までに連絡がなく、訪問支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や応答がない場合、訪問支援員がキャンセルの理由や世帯状況の聴取、住環境の視認等を行い、市へ報告する。その際の委託料は、本事業を当初の予定時間利用した場合と同額とする。

前日の１７時以降に連絡があってキャンセルとなった場合、訪問支援費は１時間利用した場合と同額とする。

8. 訪問支援員の要件

次のいずれの要件も満たす者とする。

（１）家事または育児を適切に実行する能力を有する者

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

9. 緊急時や事故発生への対応

受託者は、常に支援対象者の安全確保と事故防止に十分留意し、万一不測の事態が生じた場合は適切な処置を行うとともに、速やかに市に報告し指示を受けること。

本市の故意・重過失である場合以外は、受託者がその責任において処理にあたる。

10. 研修の受講

受託者は、訪問支援員に対し、事業の目的、内容、支援方法、個人情報の適切な管理および守秘義務等に関する研修を受講させるとともに、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含む救急救命講習及び事故防止に関する講習を受講させること。

ただし、過去に同様の研修を受講し、既に習得済みの内容については、省略しても差し支えないものとする。

11. 守秘義務

本業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らし、または本業務以外に使用してはならない。当該契約が終了しても継続するものとする。

12. その他

本事業の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と協議して対応するものとする。

以上